協議合意方式に関する細則

(平成29年3月21日制定・平成29年細則第6号)

最終改正 令和 2年 3月16日

(目的)

第1条 この細則は、西日本高速道路株式会社契約規程(平成17年規程第13号)第10条第 2項に規定する協議合意方式の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この細則において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。
 - 一 契約参考価格 協議合意方式を付した競争契約により契約を締結しようとするとき、落札 者の決定、協議対象者の決定及び協議対象者との協議における基準として、契約責任者が仕 様書、設計書等に基づき設定する価格
 - 二 協議合意方式 契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合に、 最低の価格をもって入札した者又は価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を協 議対象者とし、協議を経て落札者を決定する方式

(協議合意方式を適用する工事)

- 第3条 次号に掲げる工事のうち、要領で定める委員会において不落随意契約及び協議合意方式 を適用することをあらかじめ認められたもの(以下「協議合意方式を適用する工事」という。) については、契約責任者は協議合意方式により落札者を決定することができるものとする。
 - 一 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号。以下「契約細則」という。)第27条の2第1項各号の一のいずれかに該当する設計額が政府調達協定基準額未満の工事

(協議合意方式を適用する工事の入札方式)

- 第4条 協議合意方式を適用する工事について落札者を決定するために行う入札手続きは、条件 付一般競争入札方式により行うものとする。
- 2 削除
- 3 第1項の規定にかかわらず、協議合意方式を適用した指名競争入札方式により行うことができる入札手続きについては、協議合意方式に関する事務処理要領(平成29年要領第38号) に定めるものとする。

(入札公告等)

第5条 契約責任者は、前条の入札手続きにおいて、入札公告、入札説明書又は指名通知書に、 協議合意方式により落札者を決定することがあることをあらかじめ記載しなければならない。

(契約参考価格の作成等)

- 第6条 協議合意方式を適用する工事について、契約責任者は契約参考価格を設定し、その契約 参考価格を記載した書面を封書して、開札の際、これを開札場所におかなければならない。
- 2 契約参考価格の設定方法は、契約細則第19条の規定を準用する。
- 3 契約参考価格及び契約参考価格作成の基礎となった書類の秘密保持に関する取扱いは、契約 細則第20条の規定を準用する。
- 4 前2項の場合、契約細則第19条及び第20条中「契約制限価格」とあるのは「契約参考価格」と読み替えるものとする。

(再度入札)

- 第7条 契約責任者は、第4条の入札手続きを経て開札を行った結果、契約参考価格の範囲内の 価格の入札がない場合は、直ちに又は別に日時を定めて再度の入札を行うことができる。ただ し、その回数は1回を限度とする。
- 2 契約責任者は、前項に規定する再度の入札を行う場合は、当初の入札に参加しなかった者及 び契約細則第25条第2項の規定により入札を無効とされた入札者を参加させてはならない。
- 3 第1項の規定により再度の入札を行う場合は、契約参考価格その他の条件を変更してはならない。
- 4 再度の入札を行うに当たっては、前2項の規定によるほか、契約細則第23条第2項から第 5項まで及び第24条の規定を準用する。

(落札者の決定)

- 第8条 第4条の入札手続き又は前条の再度の入札により落札者を決定する場合、契約責任者は、 当該契約の内容、性質又は目的に鑑み、次の各号に掲げる方式のいずれかにより落札者を決定 するものとする。ただし、第4条第3項の指名競争入札方式による場合の落札者の決定は、価 格落札方式によるものとする。
 - 一 価格落札方式 契約参考価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式
 - 二 総合評価落札方式 契約参考価格の範囲内で、価格及びその他の条件が会社にとって最も 有利な者を落札者とする方式
- 2 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札を行った2者以上の者にくじを引かせて落札者となるべき者を決定する。
- 3 契約責任者は、前項の場合で、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに 代わって入札事務に関係のない社員にくじを引かせることができる。
- 4 契約責任者は、第1項各号の場合で、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、 その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又 はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく 不適当であると認められるときは、契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者 のうち、価格落札方式の場合は最低の価格をもって申込みをした者を、総合評価落札方式の場 合はその評価が会社にとって最も有利な者を落札者とすることができる。
- 5 契約責任者は、落札者となるべき者の入札価格の内訳又は工種ごとの単価その他について条

件が付されている場合で、当該条件が満たされないときは、当該入札者を落札者とすることが できない。

6 契約責任者は、第2項の規定により決定した落札者となるべき者が契約を締結しない場合及 び前項の規定により落札者としない場合は、契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをし た者のうち、価格落札方式の場合は最低の価格をもって入札した者、総合評価落札方式の場合 はその評価が会社にとって最も有利な者を落札者となるべき者とすることができる。

(競争契約後の随意契約)

- 第9条 契約責任者は、前2条の手続きを経ても落札者がないときは、当該競争に参加した者から見積書を徴取して随意契約(以下「不落随意契約」という。)を締結することができる。
- 2 前項の規定により不落随意契約を締結しようとするときは、価格落札方式の場合は最低価格 の入札者から、総合評価落札方式の場合は価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者 から、順次見積書を徴取するものとする。この場合、見積りの価格が契約参考価格の範囲内に 達する、又は当該入札者が見積りを辞退するまで、見積りを繰り返すことができる。
- 3 前2項の場合は、当初競争に付するときに定めた契約参考価格その他の条件を変更してはならない。ただし、契約保証金、履行を保証する書面及び履行期限については、この限りでない。

(落札決定後に契約締結しない場合の随意契約)

- 第10条 契約責任者は、競争により落札者を決定した後に契約が締結されない場合は、当該競争に参加した者と随意契約を締結することができる。
- 2 随意契約の交渉は、契約参考価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格落札方式 の場合は最低価格の入札者から、総合評価落札方式の場合はその評価が会社にとって最も有利 な者から順次行うものとする。
- 3 前項の交渉においては、相手方が当初の競争において示した入札価格その他の契約申込に係る内容が、本件随意契約においても有効であることについて了解した場合に、契約の相手方として決定することができる。
- 4 相手方が本条に規定する随意契約の交渉を辞退した場合であっても、これを入札書の取消とは取り扱わない。

(協議合意方式による落札者の決定)

- 第11条 契約責任者は、前条第1項の随意契約を締結しない場合又は価格落札方式の場合で最低の価格をもって入札をした者の入札価格が契約参考価格を超えるとき若しくは総合評価落札方式の場合で契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかったときであって、第9条第1項の不落随意契約を締結しないときは、次に掲げる方式により落札者を決定することができる。ただし、第4条第3項の指名競争入札方式による場合の落札者の決定は、価格落札方式によるものとする。
 - 一 価格協議合意方式 最低の価格を持って入札をした者を協議対象者とし、別に定める協議 を経て落札者を決定する方式
 - 二 総合評価協議合意方式 価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を協議対象者

とし、別に定める協議を経て落札者を決定する方式

- 2 前項各号に規定する協議対象者となるべき者が2者以上ある場合、契約責任者は、当該入札 を行った2者以上の者にくじを引かせて協議対象者を決定する。
- 3 契約責任者は、協議対象者が協議に応じない場合、協議を経て協議対象者を落札者としない 場合又は協議を経て決定した落札者となるべき者が契約を締結しない場合であっても、次順位 者を繰り上げて協議対象者としてはならない。
- 4 第1項の規定により落札者を決定する場合、事務所の契約責任者は、契約細則別表2の契約 を締結する権限の上限額(以下「契約締結権限額」という。)にかかわらず、契約を締結できる ものとする。ただし、契約金額が契約締結権限額の125パーセント以上となる場合、事務所 の契約責任者は、契約締結前に支社の契約責任者に報告する。

(入札契約情報の開示及び情報管理)

第12条 この細則を適用する工事の入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報の公表及び その管理については、契約細則第4条を準用する。

(その他)

第13条 この細則に定めのない事項については、契約細則によるものとする。この場合、契約細則中「契約制限価格」とあるのは「契約参考価格」と読み替えるものとする。

(実施要領)

第14条 この細則を実施するための必要な要領については、別に定める。